

## 信託会社等に関する総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

（別紙 6）

現 行	改 正 案
<p>3－5－9 取引時確認、<u>疑わしい取引の届出義務</u></p> <p>(1) 意義</p> <p>① 総論</p> <p>公共性を有し、経済的に重要な機能を営む信託会社が、例えば総会屋利益供与事件、いわゆるヤミ金融や、テロ資金供与、マネー・ローンダーリング等の組織犯罪等に関与し、あるいは利用されることはあってはならないことである。信託会社が犯罪組織に利用され犯罪収益の拡大に貢献すること等を防ぐには、全社的に堅牢な法務コンプライアンス体制を構築する必要があるが、特に、犯収法に基づく<u>取引時確認及び疑わしい取引の届出</u>に関する内部管理態勢を構築することが求められている。</p> <p>② 「犯収法」制定・改正の経緯</p> <p>イ～ヘ （略）</p> <p>ト さらに、最近のマネー・ローンダーリングを巡る犯罪への対策やFATF勧告に基づく対策の一層の強化を図る観点から、平成23年4月に、取引時の確認事項の追加並びに取引時確認及び疑わしい取引の届出等の措置を的確に行うための体制の整備等を定めた改正犯収法が成立し、平成25年4月から施行されることとなった。</p> <p>③ 我が国の組織犯罪規制の概要と金融機関等のコンプライアンスにとっての意義</p> <p>イ 我が国の組織犯罪規制は、組犯法における組織的な犯罪に対する刑の加重、犯罪収益の隠匿・收受の処罰（金融機関等にも適用）及び犯罪収益の没収・追徴の規定等並びに犯収法における金融機関等を含めた特定事業者に対する顧客等に対する取引時確認及び疑わしい取引の届出の義務付け等からなる（なお、平成15年1月から施行されている改正外為法においても、一定の本人特定事項の確認義務が課されていることにも留意する必要がある。）。</p> <p>ロ・ハ （略）</p>	<p>3－5－9 取引時確認等の措置</p> <p>(1) 意義</p> <p>① 総論</p> <p>公共性を有し、経済的に重要な機能を営む信託会社が、例えば総会屋利益供与事件、いわゆるヤミ金融や、テロ資金供与、マネー・ローンダーリング等の組織犯罪等に関与し、あるいは利用されることはあってはならないことである。信託会社が犯罪組織に利用され犯罪収益の拡大に貢献すること等を防ぐには、全社的に堅牢な法務コンプライアンス体制を構築する必要があるが、特に、犯収法に基づく<u>取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置</u>（犯収法第11条に定める取引時確認等の措置をいう。以下「取引時確認等の措置」という。）に関する内部管理態勢を構築することが求められている。</p> <p>② 「犯収法」制定・改正の経緯</p> <p>イ～ヘ （略）</p> <p>ト さらに、最近のマネー・ローンダーリングを巡る犯罪への対策やFATF勧告に基づく対策の一層の強化を図る観点から、取引時の確認事項の追加並びに取引時確認及び疑わしい取引の届出等の措置を的確に行うための体制の整備等を定めた改正犯収法が平成25年4月から施行され、平成26年11月には、疑わしい取引の届出に関する判断の方法や上記体制整備の拡充等を定めた改正犯収法が成立した。</p> <p>③ 我が国の組織犯罪規制の概要と金融機関等のコンプライアンスにとっての意義</p> <p>イ 我が国の組織犯罪規制は、組犯法における組織的な犯罪に対する刑の加重、犯罪収益の隠匿・收受の処罰（金融機関等にも適用）及び犯罪収益の没収・追徴の規定等並びに犯収法における金融機関等を含めた特定事業者に対する取引時確認及び疑わしい取引の届出の義務付け等からなる（なお、平成15年1月から施行されている改正外為法においても、一定の本人特定事項の確認義務が課されていることにも留意する必要がある。）。</p> <p>ロ・ハ （略）</p>

現 行	改 正 案
<p>④ 金融サービス悪用防止にとっての意義 各金融機関等が、犯収法により義務付けられた<u>取引時確認等や疑わしい取引の届出</u>を的確に実施しうる内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの悪用を防止し、我が国金融システムに対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。</p> <p>（2）主な着眼点 信託会社の業務に関して、<u>犯収法に基づく取引時確認及び疑わしい取引の届出</u>を行うに当たっては、<u>テロ資金供与</u>やマネー・ローンダーリングといった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。 なお、信託会社に求められる態勢は、当該信託会社が行う業務の規模、特性により異なることに留意するものとする。 (注) <u>取引時確認や疑わしい取引の届出</u>においては、「<u>犯罪収益移転防止法に関する留意事項について</u>」（平成 24 年 10 月金融庁）を参考にすること。</p> <p>① <u>取引時確認や疑わしい取引の届出</u>を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。 特に、一元的な管理態勢の整備に当たっては、以下の<u>点を十分留意</u>しているか。 【3-5-9 (2) ①へ】</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>④ 金融サービス悪用防止にとっての意義 各金融機関等が、犯収法により義務付けられた<u>取引時確認等の措置</u>を的確に実施しうる内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの悪用を防止し、我が国金融システムに対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。</p> <p>（2）主な着眼点 信託会社の業務に関して、<u>取引時確認等の措置</u>を的確に実施し、<u>テロ資金供与</u>やマネー・ローンダーリングといった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。 なお、信託会社に求められる態勢は、当該信託会社が行う業務の規模、特性により異なることに留意するものとする。 (注) <u>取引時確認等の措置の的確な実施に当たっては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」</u>（平成 24 年 10 月金融庁）を参考にすること。</p> <p>① <u>取引時確認等の措置</u>を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。 特に、一元的な管理態勢の整備に当たっては、以下の<u>措置を講ずるよう努めている</u>か。</p> <p>イ 管理職レベルの<u>テロ資金供与</u>及びマネー・ローンダーリング対策のコンプライアンス担当者など、<u>犯収法第 11 条第 3 号の規定</u>による統括管理者として、適切な者を選任・配置すること。 また、信託財産を不正な手段や不適切な仕組み等を使って国内外で隠匿・移管させる取引など、マネー・ローンダーリングや<u>テロ資金</u>の供与が疑われる取引を審査・検証する経験者の配置、並びに営業部署等の不正な関与を抑止・けん制することが可能な態勢<u>を構築すること</u>。</p> <p>ロ <u>テロ資金供与</u>やマネー・ローンダーリング等に利用されるリスクについて調査・分析し、その結果を勘案した措置を講じるために、以下のような対応を行うこと。</p> <p>ア <u>犯収法第 3 条第 3 項</u>に基づき国家公安委員会が作成・公表する<u>犯罪収</u></p>

## 信託会社等に関する総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

（別紙 6）

現 行	改 正 案
<p>イ 適切な従業員採用方針や顧客受入方針を有しているか。  <u>(新設)</u></p> <p>ロ コルレス契約について、<u>犯収法第10条および犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則</u>（以下「犯収法施行規則」という。）第25条に基づき、以下の体制が整備されているか。また、カストディアンとの取引に係る契約についても、以下に準じた体制の整備に努めているか。</p> <p>（注）犯収法施行規則第25条の「外国所在為替取引業者との間で委託契約又は受託契約を締結して為替取引を行う場合」とは、国際決済のために外国所在為替取引業者（コルレス先）との間で電信送金の支払、手形の取立、信用状の取次、決済等の為替業務、資金管理等の銀行業務について委託契約又は受託契約（コルレス契約）を締結して為替取引を行う場合をいう。</p> <p>ア コルレス先の顧客基盤、業務内容、テロ資金供与やマネー・ローンダーリングを防止するための体制整備の状況及び現地における監督当局の当該コルレス先に対する監督体制等について情報収集に努め、コルレス先を適正に評価した上で、<u>上級管理職</u>による意思決定を含め、コルレス</p>	<p>益移転危険度調査書の内容を勘案し、取引・商品特性や取引形態、取引に關係する国・地域、顧客属性等の觀点から、自らが行う取引がテロ資金供与やマネー・ローンダーリング等に利用されるリスクについて適切に調査・分析した上で、その結果を記載した書面等（以下「特定事業者作成書面等」という。）を作成し、定期的に見直しを行うこと。</p> <p>b 特定事業者作成書面等の内容を勘案し、必要な情報を収集・分析すること、並びに保存している確認記録及び取引記録等について継続的に精査すること。</p> <p>c 犯収法第4条第2項前段に定める厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引若しくは犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（以下「犯収法施行規則」という。）第5条に定める顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引又はこれら以外の取引で犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案してテロ資金供与やマネー・ローンダーリング等の危険性の程度が高いと認められる取引（以下「高リスク取引」という。）を行う際には、統括管理者が承認を行い、また、情報の収集・分析を行った結果を記載した書面等を作成し、確認記録又は取引記録等と共に保存すること。</p> <p>ハ 適切な従業員採用方針や顧客受入方針を策定すること。</p> <p>二 必要な監査を実施すること。</p> <p>【3-5-9 (2) ④】</p>

## 信託会社等に関する総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

（別紙 6）

現 行	改 正 案
<p>契約の締結・継続を適切に審査・判断しているか。</p> <p>b コルレス先とのテロ資金供与やマネー・ローンダリングの防止に関する責任分担について文書化する等して明確にするよう努めているか。</p> <p>c コルレス先が営業実態のない架空銀行（いわゆるシェルバンク）でないこと、及びコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用させないことについて確認することとしているか。</p> <p>また、確認の結果、コルレス先が架空銀行であった場合又はコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用されることを許容していた場合、当該コルレス先との契約の締結・継続を遮断することとしているか。</p>	
<p>八 取引時確認や確認記録・取引記録の作成・保存、疑わしい取引の届出を含む顧客管理方法について、マニュアル等の作成・従業員に対する周知が行われるとともに、従業員がその適切な運用が可能となるように、適切かつ継続的な研修が行われているか。</p>	<p>木 取引時確認等の措置を含む顧客管理方法について、マニュアル等の作成・従業員に対する周知を行うとともに、従業員がその適切な運用が可能となるように、適切かつ継続的な研修を行うこと。</p>
<p>二 取引時確認や疑わしい取引の検出を含め、従業員が発見した組織的犯罪による金融サービスの悪用に関連する事案についての適切な報告態勢（方針・方法・情報管理体制等）が整備されているか。</p>	<p>ヘ 取引時確認や疑わしい取引の検出を含め、従業員が発見した組織的犯罪による金融サービスの悪用に関連する事案についての適切な報告態勢（方針・方法・情報管理体制等）を整備すること。</p>
<p>木 取引時確認や顧客管理の中で、公的地位等の顧客属性に照らして、問題等が認められた顧客等や取引等について、上級管理職による意思決定を含め適正に管理・対応するための態勢を有しているか。</p>	<p>（削除）</p>
<p>ヘ 取引時確認や疑わしい取引の届出を含めた顧客管理を的確に行うため、管理職レベルのテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のコンプライアンス担当者を配置しているか。</p>	<p>【3-5-9 (2) ①イ】</p>
<p>また、信託財産を不正な手段や不適切な仕組み等を使って国内外で隠匿・移管させる取引など、マネー・ローンダリングやテロ資金の供与が疑われる取引を審査・検証する経験者の配置、並びに営業部署等の不正な関与を抑止・けん制することが可能な態勢が構築されているか。</p>	<p>ト 信託契約代理店を通じて信託引受を行なう信託会社においては、取引時確認等の措置の的確な実施、組織犯罪等の利用防止及び信託取引からの排除の実効性を確保するために、当該信託契約代理店と連携する態勢を整備すること。</p>
<p>ト 信託契約代理店を通じて信託引受を行なう信託会社においては、取引時確認や疑わしい取引の届出の的確な実施、組織犯罪等の利用防止及び信託取引からの排除の実効性を確保するために、当該信託契約代理店と連携する態勢となっているか。</p>	<p>【3-5-9 (2) ③】</p>
<p>② 疑わしい取引の届出を行うに当たって、顧客等の属性、取引時の状況そ</p>	

現 行	改 正 案
<p>の他信託会社の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案する等適切な検討・判断が行われる態勢が整備されているか。</p> <p>特に、<u>疑わしい取引の届出のための態勢整備に当たっては、以下の点を十分留意しているか。</u></p> <p>イ 顧客等の資産背景、資金源泉、取引関係者等の相互関係、並びに、個別に取り組まれる金融取引等の真の取引目的や取引背景を的確かつ十分に把握し、取引時確認事務の確実な実行と、顧客等及び取引等の適否について十分な審査が適時・適切に行われる<u>態勢となっているか</u>。</p> <p>特に、資産の流動化・証券化取引に信託が用いられる場合には、単に委託者の取引時確認にとどまらず、スキームのアレンジャー、委託者から委任を受けた指図権者、委託者又は受益者の指名により信託業務を委託される第三者及び受益者といった信託スキームの関係者の相互関係、受託財産の取得経緯や信託の利用目的、契約の内容等も総合的に勘案し、当該信託スキームが組織犯罪等に利用されるものではないことを確認・検証する<u>態勢となっているか</u>。</p> <p>□ 信託会社の行っている業務内容・業務に応じて、システム、マニュアル等により、<u>疑わしい顧客等や取引等を検出・監視・分析する態勢が構築されているか</u>。また、<u>当該態勢整備に当たっては、国籍（例：FATFが公表するマネー・ローンダーリング対策に非協力的な国・地域）、<u>公的地位、顧客が行っている事業等の顧客属性や、外為取引と国内取引との別、顧客属性に照らした取引金額・回数等の取引態様が十分考慮されているか</u></u></p> <p>例えば、信託財産の移転や信託受益権の譲渡には犯罪収益の移転に寄与するリスクが伴うことを踏まえ、信託受益権の額の多寡や受益者の属性等に照らして、受益者の検出等を行なう<u>態勢となっているか</u>。</p> <p>③ 下記イ～ハのような厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、顧客の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通常の取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に（再）取引時確認を行う態勢が整備されているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合について、適正に確認を行う態勢が整備されているか。</p>	<p>② 法人顧客との取引における実質的支配者の確認や、外国P E P s（注）該当性の確認、個人番号や基礎年金番号の取扱いを含む本人確認書類の適切な取扱いなど、取引時確認を適正に実施するための態勢が整備されているか。</p> <p>（注）犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（以下「犯収法施行令」という。）第12条第3項各号及び犯収法施行規則第15条各号に掲げる外国の元首及び外国政府等において重要な地位を占める者等をい</p>

## 信託会社等に関する総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

（別紙 6）

現 行	改 正 案
<p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ <u>犯罪による収益の移転防止に関する法律</u>施行令第12条第2項に定める、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する顧客等との取引等 <u>（新設）</u></p> <p>【3－5－9（2）②】</p>	<p>う。</p> <p>とりわけ、犯収法第4条第2項前段及び犯収法施行令第12条各項に定める、下記イ～二のような厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、顧客の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通常の取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に（再）取引時確認を行う態勢が整備されているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合について、適正に確認を行う態勢が整備されているか。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ <u>犯収法施行令</u>第12条第2項に定める、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する顧客等との取引等</p> <p>ニ <u>外国PEPsに該当する顧客等との取引</u></p> <p>このほか、敷居値以下であるが1回当たりの取引の金額を減少させるために一の取引を分割したものであることが一見して明らかな取引（犯収法施行令第7条第3項各号に掲げる取引に限る。）については、特定取引とみなして、取引時確認を適切に実施することとしているか。</p> <p>③ 疑わしい取引の届出を行うに当たって、顧客等の属性、取引時の状況その他信託会社の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案した上で、犯収法第8条第2項及び犯収法施行規則第26条、第27条に基づく適切な検討・判断が行われる態勢が整備されているか。当該態勢整備に当たっては、特に以下の点に十分留意しているか。</p> <p>イ 顧客等の資産背景、資金源泉、取引関係者等の相互関係、並びに、個別に取り組まれる金融取引等の真の取引目的や取引背景を的確かつ十分に把握し、取引時確認事務の確実な実行と、顧客等及び取引等の適否について十分な審査が適時・適切に行われること。</p> <p>特に、資産の流動化・証券化取引に信託が用いられる場合には、単に委託者の取引時確認にとどまらず、スキームのアレンジャー、委託者から委任を受けた指図権者、委託者又は受益者の指名により信託業務を委託される第三者及び受益者といった信託スキームの関係者の相互関係、受託財産の取得経緯や信託の利用目的、契約の内容等も総合的に勘案</p>

現 行	改 正 案
<p>【3－5－9（2）①口】</p>	<p>し、当該信託スキームが組織犯罪等に利用されるものではないことを確認・検証すること。</p> <p>□ 信託会社の行っている業務内容・業容に応じて、システム、マニュアル等により、疑わしい顧客等や取引等を検出・監視・分析する態勢<u>を構築すること</u>。また、<u>犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案の上</u>、国籍（例：FATFが公表するマネー・ローンダーリング対策に非協力的な国・地域）、<u>外国PEPs</u>該当性、顧客が行っている事業等の顧客属性や、外為取引と国内取引との別、顧客属性に照らした取引金額・回数等の取引態様その他の事情を十分考慮すること。<u>さらに、既存顧客との継続取引や高リスク取引等の取引区分に応じて、適切に確認・判断を行うこと</u>。</p> <p>例えば、信託財産の移転や信託受益権の譲渡には犯罪収益の移転に寄与するリスクが伴うことを踏まえ、信託受益権の額の多寡や受益者の属性等に照らして、受益者の検出等を行なうこと。</p> <p>④ コルレス契約について、<u>犯収法第9条、第11条及び犯収法施行規則第28条、第32条に基づき</u>、以下の体制が整備されているか。また、カストディアンとの取引に係る契約についても、以下に準じた体制の整備に努めているか。</p> <p>(注) <u>犯収法第9条の「外国所在為替取引業者との間で、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約」とは、国際決済のために外国所在為替取引業者（コルレス先）との間で電信送金の支払、手形の取立、信用状の取次、決済等の為替業務、資金管理等の銀行業務について委託又は受託する旨の契約（コルレス契約）をいう。</u></p> <p>イ コルレス先の顧客基盤、業務内容、テロ資金供与やマネー・ローンダーリングを防止するための体制整備の状況及び現地における監督当局の当該コルレス先に対する監督体制等について情報収集し、コルレス先を適正に評価した上で、統括管理者による承認を含め、コルレス契約の締結・継続を適切に審査・判断するよう努めているか。</p> <p>ロ コルレス先とのテロ資金供与やマネー・ローンダーリングの防止に関する責任分担について文書化する等して明確にするよう努めているか。</p> <p>ハ コルレス先が営業実態のない架空銀行（いわゆるシエルバンク）でな</p>

## 信託会社等に関する総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

（別紙 6）

現 行	改 正 案
<p>④ 海外営業拠点（支店、現地法人等）のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を的確に実施するための態勢が整備されているか。 イ～ハ （略）</p> <p>（3）監督手法・対応 検査結果、不祥事件等届出書等により、上記(2)①～③の着眼点等に照らして、<u>取引時確認義務及び疑わしい取引の届出義務</u>を確実に履行するための内部管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ法第42条に基づき報告（追加の報告を含む。）を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第43条に基づき、業務改善命令の発出を検討するものとする。 また、法令又は法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反し、又は公益を害する行為をしたと認められる場合には、法第44条に基づく業務の一部停止命令の発出を検討するものとする。</p> <p>（以下略）</p>	<p>いこと、及びコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用させないことについて確認することとしているか。 また、確認の結果、コルレス先が架空銀行であった場合又はコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用されることを許容していた場合、当該コルレス先との契約の締結・継続を遮断することとしているか。</p> <p>⑤ 海外営業拠点（支店、現地法人等）のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を的確に実施するための態勢が整備されているか。 イ～ハ （略）</p> <p>（3）監督手法・対応 検査結果、不祥事件等届出書等により、上記(2)①～④の着眼点等に照らして、<u>取引時確認等の措置</u>を確実に履行するための内部管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ法第42条に基づき報告（追加の報告を含む。）を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第43条に基づき、業務改善命令の発出を検討するものとする。 また、法令又は法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反し、又は公益を害する行為をしたと認められる場合には、法第44条に基づく業務の一部停止命令の発出を検討するものとする。</p> <p>（以下略）</p>